

令和6年度 特別支援学校私費負担軽減補助事業のお知らせ（都立用）

品川区では、**都立**特別支援学校に通われているお子様の保護者の方の経済的負担を軽減するため、補助教材費（学習の単位となる児童生徒全員が、一律に個人の専用として使用または制作等のために負担するものをいいます。保護者等が自ら購入した教材費等、教育課程以外で使用するものは支給対象外です。）実費相当の補助金を支給します。補助金の支給を受けるためには申請が必要です。ご希望の方は、品川区教育委員会事務局学務課にご申請ください（希望しない方は、手続不要です。）。※国立・私立に在籍の方は、別途国立・私立用のお知らせをご覧ください。

記

【対象】 ※ 所得制限はありません。

下記(1)～(3)の**すべて**に当てはまる保護者の方

- (1) お子様・保護者の方ともに、**品川区に住民登録**があること
- (2) お子様、令和6年度に**東京都立特別支援学校に在籍**すること
- (3) 東京都就学奨励事業、生活保護など他の事業による補助教材費が全額補助されてないこと。

⇒ 他制度から補助教材費等を受給する方は、本事業では減額支給または支給対象外となります。

【例】東京都就学奨励事業：支給段階に応じ、減額支給または対象外（別紙「支弁区分別 支給額見込み」を参照。）

生活保護の教育扶助：受給中の方は、支給対象外

【支給額】

令和6年度の補助教材費実費

【申請受付期限】

令和7年1月31日（金）※期限を過ぎると受け付けられません。

【申請方法】

受給希望の方は、下記(1)または(2)のどちらかの方法で申請してください。

(1) 紙の申請書を提出する場合

下記の書類を品川区教育委員会事務局学務課に郵送またはご持参ください。

提出書類

《必須》

- ① （都立用）令和6年度特別支援学校私費負担軽減補助申請書兼口座振替依頼書

※ 区ホームページ（<https://tinyurl.com/2p83ey6k>）に掲載しています。

- ② 補助教材費の費用を証明する書類（学校納付金徴収のお知らせなど、令和6年度中に負担する補助教材の内容および費用が明示されているもの。）
- ③ 令和6年度東京都就学奨励事業支弁区分決定通知書のコピー

裏面もご覧ください。

- ④ 振込先口座の通帳等のコピー
- ⑤ 申請者本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）のコピー
《該当者のみ》
- ⑥ 今年度、他の補助金等により補助教材費を受給している方
：その補助金の支給/免除内容が確認できる書類（支給決定通知書等）のコピー
- ⑦ 住民基本台帳・生活保護の受給状況に関する情報の閲覧に同意しない方
：住民票（必須）および令和6年度の課税証明書または生活保護受給証明書（どちらか1つ）※いずれも発行から3カ月以内のものに限ります。

提出方法

- ① 郵送（令和7年1月31日（金）消印有効）
- ② 学務課窓口（品川区役所第二庁舎7階）にご持参
※ 地域センターなどでは受け付けられません。

(2) 品川区電子申請サービスを利用する場合

品川区ホームページから、電子申請サービスを利用し、申請してください。なお、申請時、上記「(1)紙の申請書を提出する場合」の「提出書類」と同様の書類の画像データを添付する必要があります。

申請の際は、品川区電子申請サービス>手続き申込>検索キーワード「特別支援学校」と検索>「(都立用) 特別支援学校私費負担軽減補助申請書兼口座振替依頼書」により申請してください。

申請書ダウンロードはこちら

(品川区公式ホームページ「特別支援学校私費負担軽減補助事業について（都立向け）」)



電子申請はこちら

(品川区電子申請サービス「手続き申込」)



【留意事項】

- (1) 生活保護、東京都就学奨励事業などにより、今年度すでに補助教材費全額の補助を受けることが決まっている方は、支給対象外となります。
- (2) 東京都の実施する「令和6年度就学奨励事業」の支弁区分決定通知書は、必ずご提出ください。添付がされていないと、判定ができず、支給が認められません。

問合せ先

品川区教育委員会事務局 学務課学事係

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 品川区役所第二庁舎7階

電話番号 03-5742-6828（直通）

FAX 番号 03-5742-0180

受付時間 8：30～17：00（土日祝を除く。）

(別紙) 支弁区分別 支給額見込み

都立特別支援学校在籍の方

判定区分	補助教材費等	
	小学部	中学部
I 段階	(補助教材費負担額－4,370)円	(補助教材費負担額－7,640)円
II 段階	(補助教材費負担額－2,185)円	(補助教材費負担額－3,820)円
III 段階	補助教材費負担額	
辞退		

※補助教材費負担額とは、補助教材費として保護者が現金（口座引落等）で在籍特別支援学校に納付した金額をいいます。